

支援措置について

事業の類別毎の支援措置の一覧

事業の類別		生産方式革新実施計画				開発供給実施計画					
		税制	融資	野菜法	行政 手続の 簡素化	税制	融資	債務 保証	農研 機構	種苗法	行政 手続の 簡素化
農業者等		※ 1 特別償却	※ 2 新資金 〔公庫 農林水産事業〕	野菜法 特例	農地法 特例	スマート農業技術等の開発供給を行う場合は対象 ※対象となる場合、下記のうち、農業者等はスマート農業技術活用サービス 事業者の農作業受託と、食品等事業者は農機メーカー等と同じ適用					
食品等事業者				—	航空法 特例						
スマート サービス事業者	①農作業受託			—		—					
	②リース等 ③人材派遣 ④データ分析	〔中小企 業税制 の対象〕	—	—							
農機メーカー等		スマート農業技術を活用した サービス事業を行う等の場合は対象 ※対象となる場合、上記のうちスマート農業 技術活用サービス事業者と同じ適用				登録免許税軽減	※ 2 新資金 〔公庫 農林水産事業〕	※ 2,3 農競法特例 〔中小機構〕	農研機構施設供用等	—	航空法特例
大学、研究者、 研究開発型 スタートアップ		開発に必要な資金 調達は、農林漁業 法人等投資育成制 度が支援対象									

※ 1 : 上乗せ要件あり

※ 2 : 別途日本公庫や中小機構の審査が必要

※ 3 : 事業参入の場合に限る

スマート農業技術活用促進税制の創設①（投資促進税制（法人税・所得税の特例））

- 生産方式革新事業活動に必要となる設備の投資を後押しするため、生産方式革新実施計画の認定を受けた**農業者等**や、当該農業者等と**密接不可分な取組を行うスマート農業技術活用サービス事業者**又は**食品等事業者**が、機械等の取得等をした場合に**特別償却**を適用（令和9年3月末まで）。

■ 特例の対象設備等

1 スマート農業技術を組み込んだ機械装置

【農業者等】【スマート農業技術活用サービス事業者※】

※播種、移植又は収穫用の機械装置に限る。



キャベツ自動収穫機



ピーマン自動収穫機



搾乳ロボット

2 1と一体的に導入された機械装置、器具備品、建物等、構築物のうち1が効果を発揮するために必要不可欠なもの

【農業者等】



ロボットトラクター
+ RTK基地局



環境制御装置
+ 低コスト耐候性ハウス



果樹自動収穫機
+ 樹体支持設備

3 農産物の洗浄、選別、切断・破碎、冷凍の作業用の機械装置

【食品等事業者】



選別用機械装置



冷凍用機械装置

特別償却のイメージ

対象となるスマート農業機械等の導入当初に通常の償却額に一定額を上乗せして損金に算入可能。

（例）1,400万円、耐用年数7年のスマート農業機械を導入した場合

初年度償却額 = (取得価格 ÷ 耐用年数) + (取得価額 × 32%)

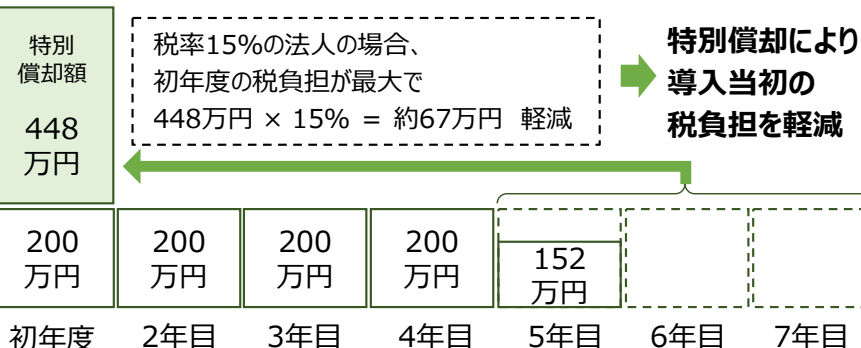
特別償却率

機械装置、器具備品
: 32%^{※1}（一部25%^{※2}）

建物等、構築物 : 16%

※1 スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に販売されたものに限り、適用されます。

※2 スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者は機械装置のみに適用され、特別償却率が25%になります。



■ 特例の対象となる主な要件

農業者等

- ・スマート農業技術の効果の十分な発揮に必要な**場の形状、栽培の方法、品種の転換等**の取組を、生産方式革新事業活動の**過半**で行うこと

等



スマート農業技術活用サービス事業者

- ・**専門作業受注型**であること
- ・対象設備等を**専ら**農業者等が行う生産方式革新事業活動に対して供すること
- ・対象設備等に係る取得価額が**前事業年度における減価償却費の額の10%相当額以上**であること
- ・農業者等が行う生産方式革新事業活動が、当該農業者等の行う農業に係る作付面積又は売上高のおおむね**80%以上を占めること**

等

食品等事業者

- ・**収穫後の選別・調製等の作業を農業者等に代わって行うこと**
- ・対象設備等において**専ら**農業者等が行う生産方式革新事業活動により生産された農産物を取り扱うこと
- ・対象設備等に係る取得価額*が**前事業年度における減価償却費の額の10%相当額以上**であること
- ・農業者等が行う生産方式革新事業活動が、当該農業者等の行う農業に係る作付面積又は売上高のおおむね**80%以上を占めること**

等

* 建物等の整備に伴う場合には、その取得価額を含む。

（注）本法で生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等又はスマート農業技術活用サービス事業者が導入する機械装置は、中小企業経営強化税制（C類型（デジタル化設備に係るもの））の適用を受けることはできません。

スマート農業技術活用促進税制の創設②（登録免許税の軽減）

- 国が定める**重点開発目標**に沿ったスマート農業技術等の開発、当該技術を活用した**農業機械等**や**スマート農業技術活用サービスの供給**を行う既存の農機メーカーや公設試、スタートアップ等の多様なプレーヤーの参入・協業を後押しするため、認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受入れ、これに伴う不動産の所有権の移転等の際に**恒常的なコストとして生じる登録免許税を軽減**※（令和9年3月末まで）。

※計画の認定を受けてから1年以内に行う登記に限ります。

	会社の設立	出資の受入れ	会社の合併	会社の分割
軽減税率	0.7%→0.35%（ 0.35%軽減 ） 不動産の所有権の移転 2.0%→1.6%（ 0.4%軽減 ）	0.7%→0.35%（ 0.35%軽減 ） 不動産の所有権の移転 2.0%→1.6%（ 0.4%軽減 ）	0.15%→0.1%（ 0.05%軽減 ） ※存続会社の資本金が増加する場合、消滅会社の資本金を超える金額分は0.7%→0.35%（0.35%軽減） 不動産の所有権の移転 0.4%→0.2%（ 0.2%軽減 ）	0.7%→0.5%（ 0.2%軽減 ） 不動産の所有権の移転 2.0%→0.4%（ 1.6%軽減 ）
想定ケース（例）・特例の効果	スマート農業技術等を開発する 会社の設立 株式会社A ■ 設立時資本金：1,000万円 ■ 主な事業内容： 自動収穫ロボットの開発 資本金1,000万円の新会社を設立 $\text{資本金1,000万円} \times 0.35\% = 3.5\text{万円}$ ※特例がない場合の登録免許税の最低額は15万円（株式会社の場合） $15\text{万円} - 3.5\text{万円} = 11.5\text{万円}$ 軽減額：11.5万円	更なるスマート農業技術等の 実用化のための資金調達 株式会社B ■ 事業内容： 茶のロボット摘採機の開発 5億円の資金調達（増資）を実施 $\text{増資額 5億円} \times 0.35\% = 175\text{万円}$ 軽減額：175万円 開発機械の量産化のための製造施設の 現物出資を受ける $\text{製造施設評価額 5億円} \times 0.4\% = 200\text{万円}$ 軽減額：200万円	新たなスマート農業技術等の開発に 必要な知見を有する企業との合併 株式会社C（存続会社） ■ 大手農薬メーカーとの差別化を図りたい 中小農薬メーカー ■ 資本金：1億円  吸収合併し、散布ロボットに 合わせた農薬の開発・登録 株式会社D（消滅会社） ・高機能農薬散布ロボット開発メーカー ・資本金：5,000万 ・所有権移転不動産：5億円（評価額） 吸収合併により資本金1.5億円の 新会社を設立 $\text{資本金増加額 5,000万円} \times 0.05\% = 2.5\text{万円}$ $\text{取得不動産 5億円} \times 0.2\% = 100\text{万円}$ 軽減額：102.5万円	開発したスマート農業機械を用いた サービス事業展開のための分割 新会社：株式会社E ■ 資本金：5,000万円 ■ 事業内容： 株式会社Fが開発した自律走行型農作業ロボットによる農薬散布作業の受託  分割し、農薬散布作業受託 を行う新会社を設立 株式会社F ・資本金：1億円 ・事業内容：農作業ロボット・IoTデバイスの研究開発 等 分割により資本金5,000万円の新会社 を設立 $\text{資本金 5,000万円} \times 0.2\% = 10\text{万円}$ 軽減額：10万円

スマート農業技術活用促進資金の創設（株式会社日本政策金融公庫法の特例）【法第12条、第18条】

■ 本法律に基づき認定を受けた事業者を資金面から後押しするため、**長期・低利の制度資金を創設**

- 国から計画認定を受けた農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者、農機メーカー等が対象
- 償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**
- 据置期間を5年以内とし事業者の**初期償還負担を軽減**。また、貸付金の使途に**長期運転資金も設定**

資金の概要

1. 貸付対象者

- (1) 認定生産方式革新事業者
(農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者※¹、食品等事業者※¹)
- (2) 認定開発供給事業者
(農機メーカー※¹、スマート農業技術活用サービス事業者等※¹)

2. 償還期限

25年以内（食品等事業者は10年超25年以内）

3. 据置期間

5年以内

4. 貸付金利

借入期間に応じて0.70%～1.45%（令和6年1月1日現在）

5. 貸付限度額（融資率）

貸付けを受ける者の負担する額の80%以内

6. 貸付金の使途

認定計画に従って生産方式革新事業活動又は開発供給事業※²を行うために必要な資金であって次に掲げるもの。

- (1) 機械、ソフトウェア等の取得、施設の整備等
- (2) 長期運転資金（研修費、販売促進費等）

※¹ 委託を受けて農作業を行う事業者以外にあっては、中小企業者に限る。

※² 研究開発は対象外

資金の活用イメージ（例）

<農業者等>

- ・ スマート農機や営農支援ソフトの導入（購入費、研修費）
- ・ 機械収穫に適した樹形の導入（改植費、農薬・資材費）

<スマート農業技術活用サービス事業者>

- ・ 農作業受託に必要なスマート農機の導入（購入費、研修費）
- ・ 環境モニタリング装置を活用するための人材育成（研修費）

<食品等事業者>

- ・ 鉄コンテナによる収穫・出荷体系に適した流通施設の整備
- ・ 加工向け品種への切替に伴う食品製造施設の整備

<農機メーカー>

- ・ スマート農機を量産するための製造ラインの整備
- ・ 産地実演会や市場調査などの販路開拓の取組（販売促進費）



鉄コンテナを搭載した自動収穫機と自動運搬台車

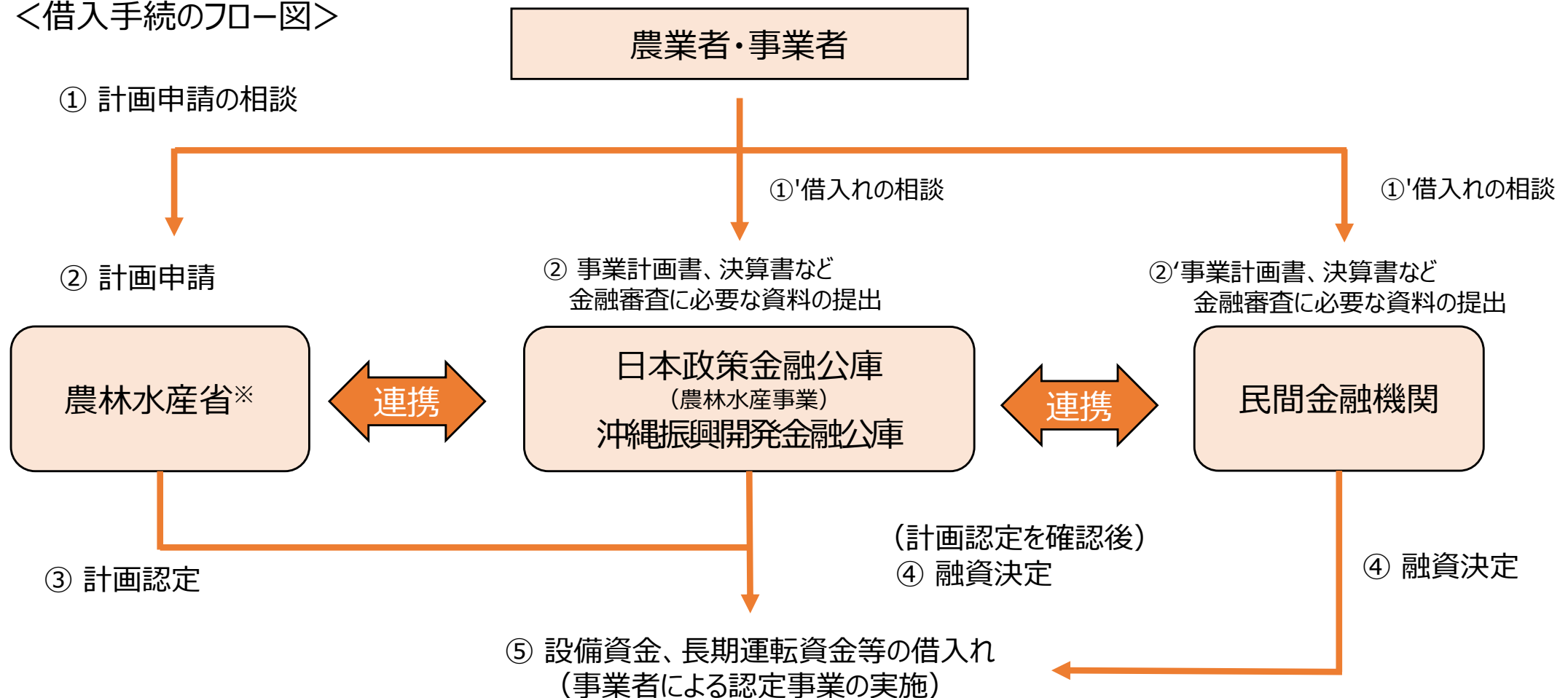


ドローン講習・研修の実施

スマート農業技術活用促進資金の借入手続について

- 公庫からスマート農業技術活用促進資金を借り入れるためには、生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画を作成し、農林水産省から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入りの相談と並行して、生産方式革新実施計画は地方農政局等へ、開発供給実施計画は農林水産省本省へ申請に向けた相談を開始してください。
- 国による計画認定のほか、資金の借入りに当たっては、公庫への融資の申請及び審査が必要です。

<借入手続のフロー図>



※ 生産方式革新実施計画は地方農政局等、開発供給実施計画は農林水産省本省が相談・申請の窓口です。

- 無人航空機の活用に係る手続負担軽減のため、農業用ドローンに関する**航空法の飛行許可・承認**について、行政手続のワンストップ化が可能

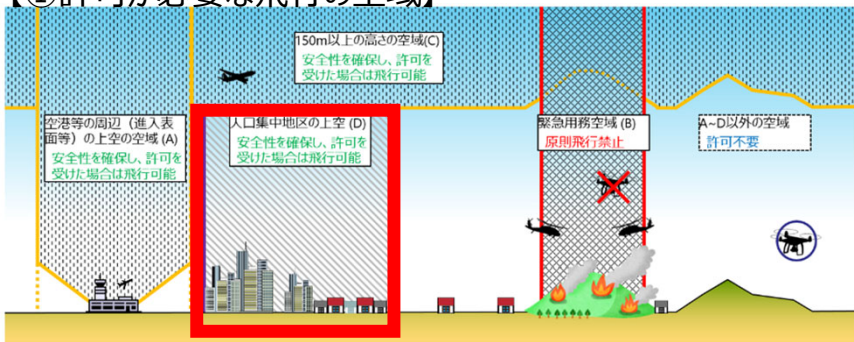
航空法の特例の内容

生産方式革新事業活動や開発供給事業の一環として、無人航空機（農業用ドローン等）を使用する場合、航空法の許可・承認（下記の航空法上の手続のうち赤枠範囲）について、ワンストップで行政手続を行うことが可能です。

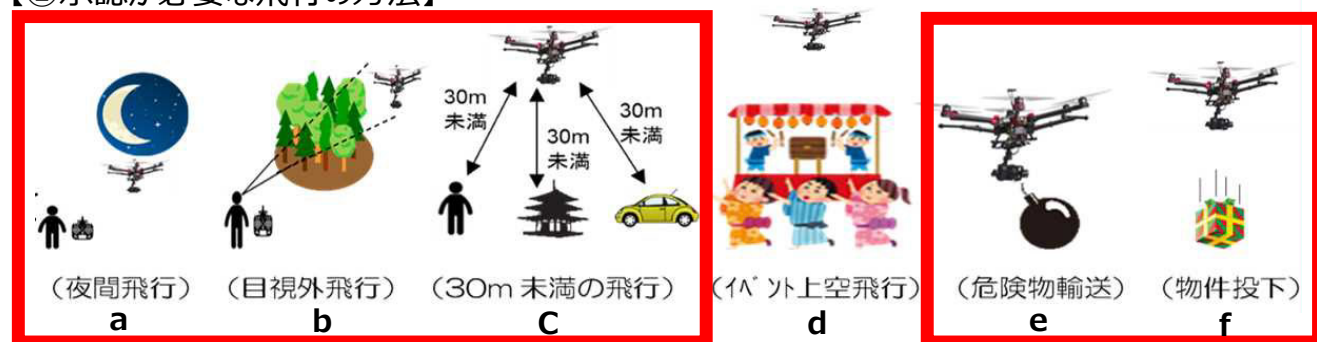


＜特定飛行の種類（赤枠の範囲がスマート法による行政手続のワンストップ化の対象）＞

【①許可が必要な飛行の空域】



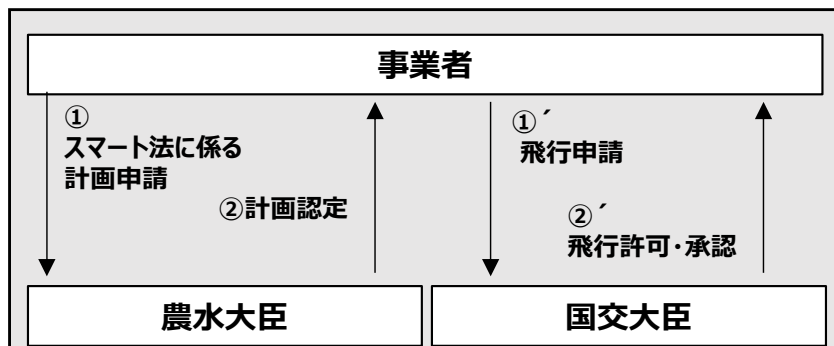
【②承認が必要な飛行の方法】



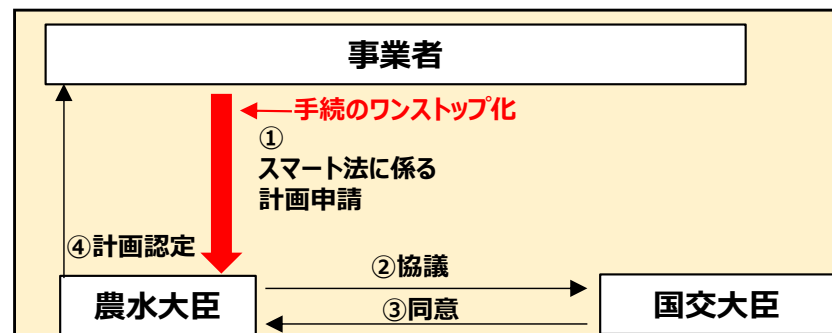
※ドローンによる農薬散布が該当

＜支援措置のイメージ＞

(手続一元化前)



本法での措置（手続一元化後）



- スマート農業技術の活用による生産性向上等の効果の発揮に必要である**農作物栽培高度化施設の設置のために当該施設の底面をコンクリート等で覆う場合に係る農地法の届出**について、**ワンストップ化**が可能。

農地法の特例（スマート農業技術の活用に伴う行政手続のワンストップ化）の内容

農地法第43条第1項の規定により、農作物栽培高度化施設とする場合には、農業委員会へ届け出を行うことで、底面をコンクリート等で覆う農業用ハウスなどの設置が可能です。当該取組にあたっては、農地転用の手続は不要で、農業委員会へ指定の届出書を提出する必要があります。

スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新事業活動として、農作物栽培高度化施設の設置のために当該施設の底面をコンクリート等で覆う場合、必要な事項を記載し生産方式革新実施計画の申請を行うことで、農地法に基づく農業委員会への届出があったものとみなされ、ワンストップで行政手続を行うことが可能です。

<取組の例>

収穫用のロボットや台車等のスマート農業技術を活用する場合に、**底面の沈下・段差をなくすためのコンクリート化を併せて実施**し、スマート農業技術の活用による生産性の向上を図る。



<取組前>

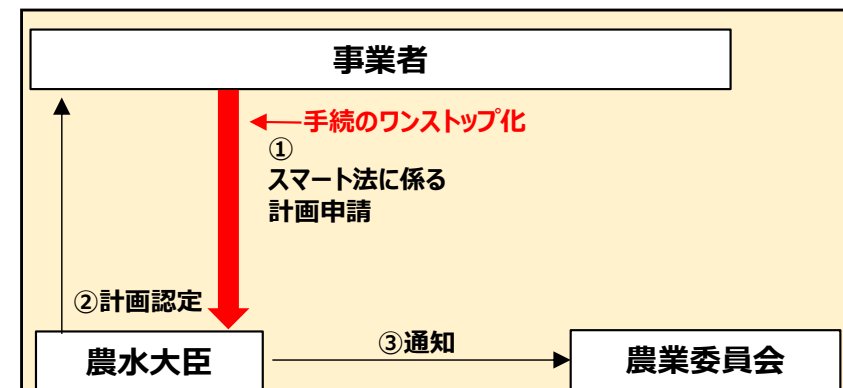


<取組後>

（手続一元化前）



本法での措置（手続一元化後）

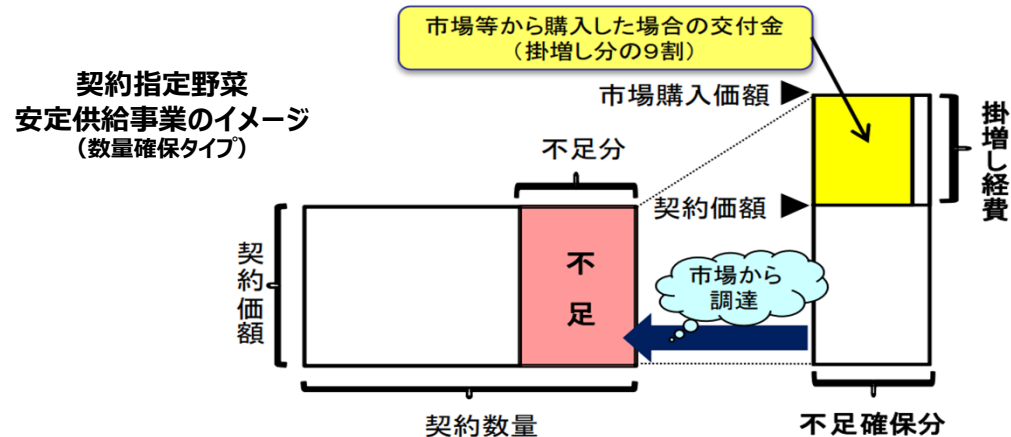


- 野菜法の特例を措置し、スマート農業技術を活用した契約取引による産地リレー出荷体制の構築が可能。

【契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）の概要】

<仕組み>

実需者との定量・定価格供給の契約取引を行う生産者が、不作による供給量不足が生じた際（市場価格高騰時）に、実需者との契約数量を確保するために不足分を市場等から調達した場合に、交付金を交付。



<対象者> 登録生産者、登録出荷団体

<対象となる産地>

指定産地 面積：20ha以上（露地野菜の場合）
出荷割合：2/3以上

台風・災害の被害や、悪天候により適期に収穫ができないなど、やむを得ず契約数量を期日までに供給できない場合の
セーフティネットとして機能。

【措置内容】

認定を受けた生産方式革新実施計画に従って、実需者に指定野菜の供給量を約する等の契約に基づき、複数の産地の農業者等が連携して指定野菜の供給を行う場合※、天候その他やむを得ない事由により生じる不足数量を市場等から調達した際に（独）農畜産業振興機構が交付金を交付することができる。

* 産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合

産地リレー体制のイメージ
(キャベツの例)



➡ **実需との契約取引を行う場合のセーフティネット措置である契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）を指定産地外の農業者等であっても活用可能。**

指定野菜（14品目）： 国民消費生活上重要な野菜
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、
なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、
たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

- 農研機構の保有する設備等の供用や専門家の派遣を受け、研究開発・実用化に取り組むことが可能。

支援措置の内容

計画の認定を受けると、農研機構が保有するほ場や研究設備等の利用、（供用に関する）専門家の派遣を受けることが可能です。

対象者

- ・開発供給実施計画の認定を受けた者

※留意事項

- ・実際の設備等の利用に当たっては、農研機構が定める規程等に基づき、利用申請書の提出等、農研機構と必要な調整を要します。
- ・設備等の空き状況等によっては、供用ができない場合もありますこと、ご了承願います。
- ・利用期間や内容に応じ、実費相当額を要します。
- ・円滑な活用のため、事業者から当該措置の活用を含む開発供給実施計画の申請の相談を受けた際は、事業者の同意を得て、農林水産省から農研機構へ情報共有を行います。

<問合せ先>

今後、農研機構内に設置される総合窓口において、利用相談等を承る予定です

【供用可能設備等】

* 以下は一部。供用可能な設備の一覧（リスト）は、今後、農研機構HPで公表予定。

① スマート農業技術が組み込まれた農業機械等

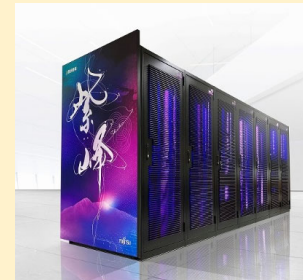


ロボットトラクター



収量センサ付きコンバイン

② スマート農業技術等の開発に用いる設備等及びほ場



AI研究用スーパー
コンピュータ
「紫峰」※1



ロボティクス
人工気象室※1



ほ場※2

③ ①・②に掲げる農業機械等並びに設備等及びほ場の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

- ・データをまとめるための会議室 ・農機を保管するための倉庫 等

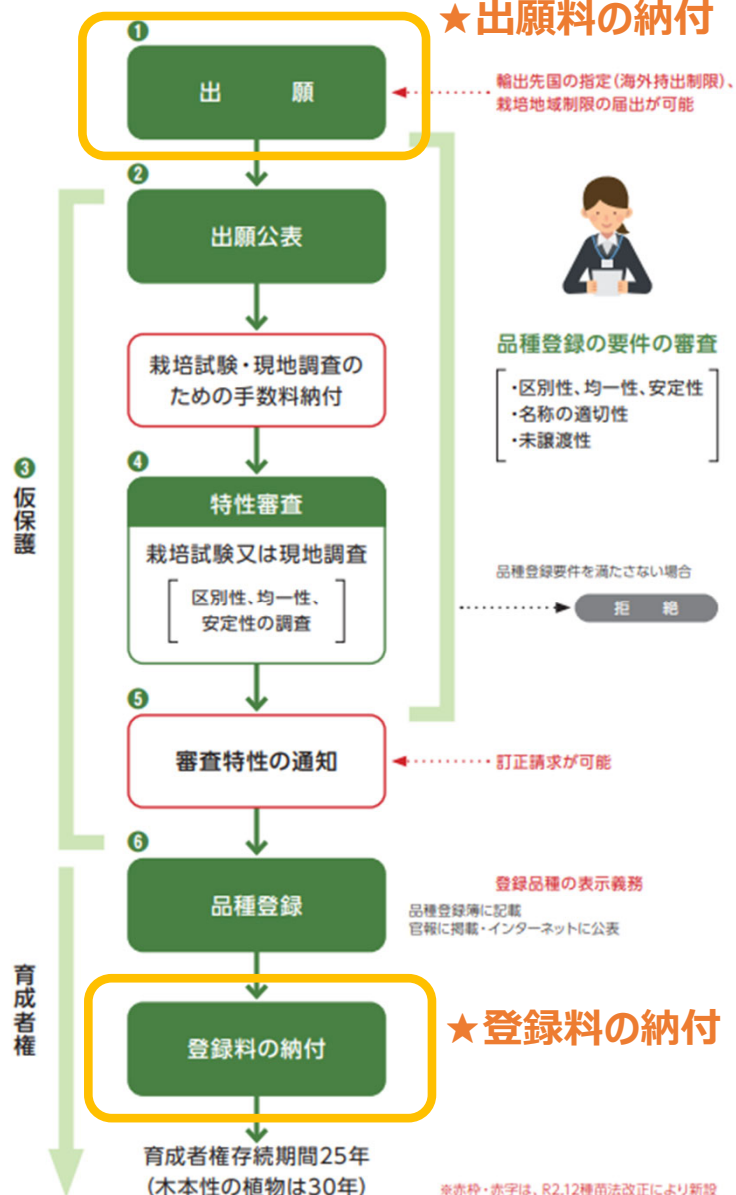
※1 農研機構との共同研究において利用可能

※2 当面は以下の3か所を想定。

- ・つくば（つくばみらい）：水田輪作、畑作、
- ・盛岡：水田輪作（水田作（乾田直播）・畑作・露地野菜）
- ・筑後：水田輪作

- スマート農業技術の効果を最大限高めるためには、当該技術に適応した新品種の育成の加速化が必要。

【品種登録の流れ】



支援措置の内容

開発供給実施計画の認定を受けると、認定開発供給事業の成果として育成された新品種について、品種登録を行う場合の**出願料・登録料（1～6年目）をそれぞれ3/4減免。**

■ 出願料：（通常）14,000円（種苗法施行規則第8条1項）

→ （特例）3,500円

■ 登録料：（通常）4,500円（種苗法施行規則第19条1項）
（1-6年目）

→ （特例）1,120円

＜スマート農業技術に適した品種のイメージ＞



ロボットアーム等機械の
アクセスが容易となる形質



茎が長く、機械収穫時の
歩留まりを改善する形質



果梗枝が長く、果実の認識が
容易となる形質

※赤字・赤字は、R.12種苗法改正により新設

■ 農業競争力強化支援法の特例を措置し、事業参入を行いスマート農業技術の開発・供給を行う事業者を支援。

措置内容

農業競争力強化支援法の「事業参入」に該当し、必要事項を記載の上、開発供給実施計画の認定を受けると、(独)中小企業基盤整備機構による債務保証（当該計画を行う事業者が発行する社債及び借入れに対する保証）を活用可能。

＜(独)中小企業基盤整備機構による債務保証の内容＞

保証割合：借入の元本の50%

保証限度額：25億円/ 1 認定計画

※信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの（信用保証制度の対象外である場合や、同制度の保証枠を使い切っている場合など）が対象

主な対象者

・農業競争力強化支援法の「事業参入」※に該当し、開発供給事業計画の認定を受けた者

※農業競争力強化支援法の「事業参入」の主要要件

・以下の業種に該当すること

- ①農業用機械製造事業
- ②農業用ソフトウェア作成事業
- ③農業用機械の利用促進に資する事業
- ④種苗の生産卸売事業

・新たに事業を行うものであること

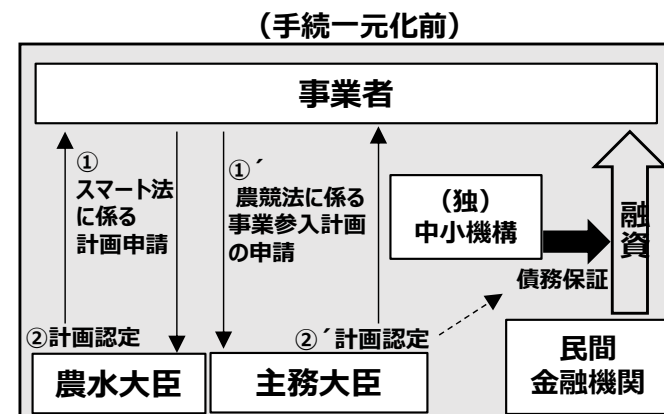
・良質かつ低廉な農業資材の供給を実施し、目標を設定

・適正な競争を阻害するものでないこと

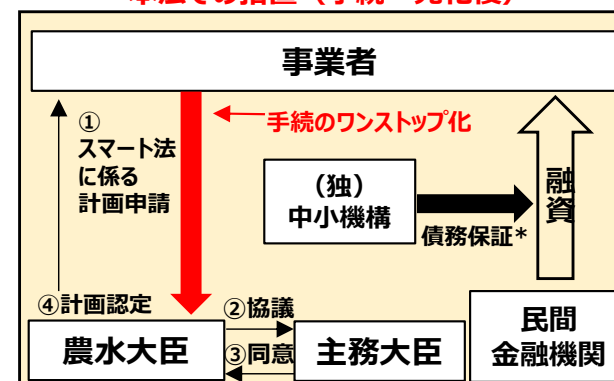
⇒開発供給実施計画の添付として必要事項を記載

等

＜支援措置のイメージ＞



本法での措置（手続一元化後）



※留意事項

・国による計画認定のほか、中小機構による債務保証を受けるには、中小機構へ債務保証の申込み及び審査が必要です。

・円滑な支援措置の活用のため、事業者から当該措置の活用を含む開発供給実施計画の申請の相談を受けた際は、事業者の同意を得て、農林水産省から中小機構へ情報共有を行います。